

令和4年第3回定例会

(第4日)

令和4年9月8日

令和4年第3回平川市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程（第4号）令和4年9月8日（木）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番 葛西 勇 人
2番 山谷 洋 朗
3番 中 畑 一二美
4番 石 田 隆 芳
5番 工 藤 貴 弘
6番 工 藤 秀 一
7番 福 士 稔
8番 長 内 秀 樹
9番 佐 藤 保
11番 大 澤 敏 彦
12番 原 田 淳
13番 桑 田 公 憲
14番 齋 藤 剛
15番 工 藤 竹 雄
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（1名）

10番 山 田 忠 利

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對 馬 謙 二
財 政 部 長	西 谷 司
市民生活部長	今 井 匡 己
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
経 済 部 長	對 馬 一 俊

建設部長	原田茂
教育委員会事務局長	一戸昭彦
平川診療所事務局長	宮川厚子
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	小笠原健
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇
監査委員事務局長	成田満

○出席事務局職員

事務局 長	小野生子
総務議事係 長	河田麻子
主 事	藤木遥奈

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレットは音の出ない操作を、また、傍聴及び視聴されている方々に、誤解を与えない利用形態をお願いします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いします。

本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため本会議場の扉を開放しております。会議中はマスクの着用をお願いします。

10番、山田忠利議員より本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。

また、会議規則第62条第2項の規定により、タブレットに掲載しております、一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので、御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いします。

それでは一般質問を行います。一般質問通告一覧表のとおり、本日は第8席から第10席までを予定しております。

第8席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

申し合わせ事項で脱いでもいいことになっておりますので、暑い方は遠慮なく脱いでください。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○16番（齋藤律子議員） おはようございます。一般質問3日目最終日、8番目の質問者になります、16番、日本共産党の齋藤律子です。まず最初の質問は、共助による児童等送迎車運行モデル事業について質問をいたします。

（1）として事業概要「地域の課題は地域で解決する」共助の考え方について、お尋ねをします。2022年8月19日、議会に対して市当局から議員説明会が行われました。そこにおいて、冬期間の通学困難地域である尾上地域の新山・蒲田・日沼、そして平賀地域の西地区・杉館・松館・館山・松崎・西の平・苗生松・館田町会の児童等の送迎車を令和4年12月から翌年の令和5年3月まで運行するというモデル事業を実施するとの説明がありました。

今回は尾上地域を例に質問をしますが、長年にわたって悩みの種であった、冬期間の通学困難地域の住民としては大変ありがたい事業である。このように町会の皆さんも述べています。ありがたい事業ではありますが、納得できないものがあるために質問をすることにしました。

市が定めている事業概要としては、地域の課題は地域で解決する共助の考え方を基に、町会またはその他団体が児童等を送迎し、それについて市が支援をするモデル事業を実施するものとなっています。そのために運転員にかかる経費や送迎のためのレンタカー賃借料など、市が予算化し試験的に実施するとのこと。そこで、小学生・中学生の、児童等の送迎に対して、地域の課題は地域で解決するという共助の考え方により事業を実施する。どうして実施をするのか、その理由を聞きたいと思います。市長、答弁をお願いいたします。

(2)は運転員を地域から選出することについて、お尋ねをいたします。事業の実施方法として、送迎車の運転員は地域から選出することとなっています。しかし地域では、児童等を送迎することは責任が重い。この送迎はやられない。児童の安全に対してとても不安である。こういうことから運転員を確保できない。このような事態ともなっています。質問通告からこれまでに確保されているかどうか、それは関心事ではありますが、このようなことになっています。

また、児童等の安全確保のためには第二種免許を保有しているプロの方に運行をお願いするべきではないか。このような声もたくさん寄せられています。

今のままではこの安全を担保できない。このように考えていますが、運転員を地域から選出することについて、市はどのように判断をしたのか見解をお尋ねします。市長、答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） おはようございます。齋藤律子議員御質問の共助による児童等送迎車運行モデル事業についての御質問にお答えをいたします。

今回、試験的に実施する、共助による児童等送迎車運行モデル事業は、日沼・蒲田・新山地区と松崎小学校区の6町会、いわゆる西地区、計2つの地区をモデル地区として実施するものであります。

実施に至る背景としては、まず日沼・蒲田・新山地区は、尾上中学校までの距離が4.5キロメートルあり、以前からスクールバスの運行を求める声が上がっておりました。しかしながら、当市のスクールバスは、学校の統廃合を契機として運行する方針としているため、実現には至っておりません。

また西地区では、地域運営組織である一般社団法人平川市西地区まちづくり委員会において、小学生の通学路に歩道が少ないことを地域の課題として捉えており、設立以前より、事業実施について検討を続けておりました。

この背景を踏まえ、それぞれの地域の課題である児童生徒の送迎を解決する方法を探った結果、まず共助の仕組みを活用することで、子供から高齢者まで一人一人が地域社会の当事者であることを認識し、コミュニティー意識の醸成にも期待できると考えられることから、地域と市が相互に連携した運行モデル事業として試験的に実施することとしたものであります。

このほかの御質問については、総務部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長、答弁願います。

○総務部長（對馬謙二） 私からは運転員を地域から選出することについての御質問にお答えいたします。

先ほど市長が申し上げましたとおり、この事業は地域における共助の仕組み、つまり地域の課題を地域で解決する、このことが重要なポイントであると捉えております。運転員を地域から選出していただくことで、子供たちを地域で支えるというコミュニティー意識の醸成と意識の高揚を期待するものであります。もちろん運転員の確保が困難な地区もあるかと思いますが、今回実施する地区においては、必要人数はおおむね確保される見込みです。

また、第二種免許を保有している方が運転すべきではないかとの御質問につきましては、本事業の運行形態は、道路運送法上の許可及び登録は不要であり、運転員は第一種免許のみで問題がないことを運輸局に確認しております。御理解くださるようお願いいたします。

しかしながら、議員御指摘のとおり、児童生徒の安全確保は最優先事項であり、車両点検やアルコールチェックはもちろん、運転員となる方には、相応の講習を受講していただくことを考えておりますので、御理解くださるよう、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） まず、この地域で支えるコミュニティー、これを一応問題にしてるといっていますが、地域には、例えば運転する場合、高齢者しか、若い人は仕事を持っていますから、うちにいる若い人もいるかもしれませんが、町会に残されているというのは高齢者だと、こう言うんですね。それが、その他人の子供も毎日送迎するということは、とても責任が重くてできないという、こういう声が本当に多いんです。その中で、その一種の免許を持っていれば運転できるということは、まあ私でもそれに応募すれば、運転が可能だということでお聞きしました。

しかし、やはりその周りから見てですね、やっぱり高齢者であるとか、そういうことからすれば、ほんとに冬道大丈夫なんだろうかと、時間に合わせて行けるんだろうかと、こういう心配がこの説明を受けたときから出ているんですね。まず、二種免許を持っていないので運転できるんだということに、一番先に驚いて。それは今の市役所の説明である程度は納得するでしょうけれども。この安全を担保する、いくらモデル事業であっても安全を担保するということが、これが一番の課題だと思っています。そういうことからして、こういう不安をちゃんと、講習なんかを受けさせるってことですが払拭できるかどうか。

それでもう一つお尋ねしたいのは、統廃合のときにスクールバスを運転するんだということですね。これは当市ではということで、これは全国のスクールバスの定義ではないと思うんですが。今回は教育委員会に聞いておりませんのであれですけども、そこがきちんと初めから市ではうたっているんですね、スクールバスではないんだという。説明会のときも質問したときに、スクールバス、二種免許のことも言いましたら、そうならばスクールバスになるんだと、こういうことです。ですから、もう万全を期して、やっぱり二種免許持ってる方たちを公募する。これも必要ではないかと思いますが、そこは考えなかったのですか。市長、答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長、答弁願います。

○総務部長（對馬謙二） まずですね、二種免許を持っている方については、有償で旅客を運送するために必要な免許であります。今回は無償でありますので、二種免許につ

いては必要ないということになります。ただ一種免許であれ二種免許であれ、やはり安全確認というのは、やっぱり運転者の部分のモラルと申しますか、意識の部分で違ってきますので。確かに二種免許持っていれば、二種免許持つための時間というのは、当然別枠での研修も講習もあるわけですので、高いでしょうけども。やはりその二種免許の考え方は有償での旅客輸送する場合で、有償で運送しない場合でも、やはり一種免許で地域の子供たちを支えるということになれば、やはり意識が高くないといけませんよということにもなりますので。そこの一種免許、二種免許というふうな部分での違いは、二種免許だから安全だということではないので、そこについては御理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほどの統廃合のときにスクールバスの運行ということもありましたけども、やはりスクールバスについては、市の考え方としては、教育委員会のほうで統廃合した場合にスクールバスを運行するというふうな基準を設けておりますので、ただ今回の場合は、あくまでも実証事業ということもありますけども、児童等の送迎車の運行モデル事業ということでもありますので、今回スクールバスっていうふうな概念ではないということでもあります。やはり齋藤律子議員が心配されているように、児童生徒の安全というのは一番を考えなければならないことでもありますので、十二分に、運転される方については、一種免許で必要のない講習会等も受けさせて、安全のほうを確保していきたいというふうには考えております。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 有償で運転する場合は二種免許。二種免許持っていない、別にその自分がタクシーとか運転して、その料金をもらう仕事でなければ二種免許を保有していても、こういうことには使えないんですか。それでは、そこ一つお願いします。

それから統廃合、この地域はですね、尾上中学校ができたときは、戦後のベビーブームの世代が中学校に入ったときです。まだ体育館もできていなくて、廊下で入学式やったりとか、私よりもちょっと上の世代ですが、その方たちが尾上中学校に通って、そのときから通学困難地域です。でも当時は歩くことが当たり前だった時代だったのかもしれませんが。それで、その当時の議論は分かりませんが、みんな歩いて通ったと思います、冬場は。

私たちの子供の時代は、弘南バスが弘前市から尾上の駅に入っていましたから、冬期間は弘南バスに乗せてやりました。ところが、弘南バスが廃止されて冬はもう交通機関ないわけです。で、乗り合いタクシーができました。乗り合いタクシー200円かかるので何とか補助して、その中学生とかは無料にするべきでないとか、そんな議論がこの議会でも行われてきました。乗り合いタクシー、今回もそれを実施できないのかと聞きましたら、協議してるようで、乗り合いタクシーは、まあできない。乗り合いタクシーに一気に何十人もその予約あった場合どうしますかって言われたときに、それに対応しますと答えてきたんですよ。これでは、やはり冬の通学にも使えないということは今、分かったわけですね。それだったらこれやるっていうことなのかどうか。私はその間の議論分かりませんが、統廃合のときに、このスクールバスが運行される。それはそうじゃないと思いますよ、もう困難地域なんですから、それに頼みの弘南バスもなくなったわけですよ。だからそういうことから考えれば、やはりこんな方法でいいのか

どうか、きちんとやっぱりこれにはちょっといろいろな意見が出てますね。

八幡崎地区、ここだってそんなに変わらない、メートルにしたら。中学校まで大変遠いところもあるんです。ここもバスがもうなくなりましたから。ここはじゃあ乗り合いタクシー使えばいいということになるのかなど。こういう不都合が出てくるんですよ。だから、きちんとやっぱり子供たちの送迎をちゃんと保障、通学を保障するっていうのであれば、きちんとした、やっぱりそういう矛盾が出てこない方法で。

それにとにかく安全です。さっき言ったように有償で、ちゃんとその二種免許持っている人でも絶対駄目なのかどうか、それからこういう困難地域、統合するとすれば、これかなり何十年もまたかかるものだと思うんですが。統廃合でしか、そのスクールバスの定義ですね。これ全国いろいろ調べますとそうではありませんよ。スクールバスに普通の一般の住民も乗ったりもしています。いろんなところあるんですよ。平川市では、そういうそれをつくったってということなんでしょうけれども。そこどうなってますかね。もう少しこう住民に納得できる形で答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まず第1点のですね、二種免許を持っている方が運転という話ですけども、これは当然二種免許の方でも今回のモデル事業に関しては、当然運転できます。それは問題ありません。ただ、なかなか二種免許を持っている方については少ないと思いますので、今回は二種免許というふうな部分でのくくりでは無償ですので必要はないと。ただ、二種免許持ってる方であれば、どちらもありがたいというふうな状況のことにはなっています。

それから2点目のスクールバスの件に関しては、今回この場での私からの発言は控えたいと思いますので、よろしく御理解のほうお願いいたします。

あともう一点、乗り合いタクシーの部分も、やはり今、自主的に有償で200円というふうな金額を取って行っているわけですけども、やはりこの部分の乗り合いタクシーについては、やっぱり限界がございます。これはあくまでも今、公助で行っている部分ですけども、やはりその部分も今後どうしたらいいかって考えた場合に、やはり、まずは今現在は自助で各家庭の御父兄さんとかですね、親御さん、おじいちゃんおばあちゃんが送迎してるんですけども。自助で行っている部分を乗り合いタクシーができるというふうな部分で、公共交通の乗り合いタクシーは行ったんですが。今回の部分は、あくまでもやはりそこには限界もあるので。共助でまずはモデル的に実証してみたいというふうなことで考えてますので、今後どういうふうな展開になっていくか、今回やる事業についても課題も出てくるはずですよ。かなり出てくると思います。またメリットもかなりありますので、そこのところを検証するという意味でもモデル事業というふうなくくりで、つくらせてもらった事業ですので、何とか御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 確かに通学困難地域にとっては、本当にありがたい事業となっています。ただその3町会の中でもですね、運転者が見つからなかったところは、ちゃんとそれもやってくれるんでしょうか。やっぱり小さい集落はですね、本当にこのことを心配してるんです。他人の子供を乗せて、もし事故起こしたら、それが一番心配。

それにみんな残ってるのは年寄りだと。後期高齢者、もうそこら辺の人ばかり残ってるんですよ。その苦悩は、やっぱりそれは無視できないものがあると思います。そういうことから、自分たちの地域の子供を他の町会の運転手さんが運んでくれる。それも大変心苦しいものがあるので、こういう声が出てくると思うんです。ですから、やっぱり子供のことですよね。義務教育の時期がそうなんです。その子供たちを預かるということは本当にただ乗せて着いたから、大きい子供たちだから降りなさいってということにもいかない。やっぱり子供とのその言葉の交わり方とか、そういうのもやっぱり不慣れだし、とても自分たちにはできないよという声が、これもまたちゃんと酌んでやらなければいけない。ですから二種免許、何とか公募でもしてですね、持っている方がいればそれを使ってほしいなということで取り上げました。またこの問題を12月続いて行うかと思えます。よろしくお願ひします。

それでは2番目の質問に移ります。2番目は子育て支援についてです。

(1) 子ども医療費給付制度拡充について、ア 高校3年生(18歳に達する日以降の最初の3月31日)までの無料化についてお尋ねをします。

兵庫県明石市は子育て支援の充実した自治体として、今全国で注目の有名な市です。5つの無料化を実現した子育て支援策は、明石モデルと言われています。その中でも子供の医療費は高校生まで無料となっています。また、明石市の5つの無料化の実施は様々な効果が出ているようです。人口の増加や9年連続で税収が増加しているとのこと。

2021年の日本の出生数は81万1,604人、国の希望出生率1.8に対し明石市の出生率は1.7となっています。平川市は子育てしやすさナンバーワンを掲げてきていますが、子ども医療費は中学生までの無料化にとどまっています。子育て支援充実のため、子ども医療費の高校生までの無料化を実施するべきだと考えていますが、市の見解をお尋ねします。

この質問は、昨年9月議会でも行いましたが、市長、答弁をよろしくお願ひをいたします。

○議長(桑田公憲議員) 市長。

○市長(長尾忠行) 御質問の子育て支援について、高校生までの医療費無料化というふうな御質問でございますけれども、子育て世帯の経済的な負担軽減を目的として、これまで大きな拡充を2回にわたり当市では行ってまいりました。

1回目は、平成29年8月から小学生までの医療費を完全無料化し、2回目は平成30年4月から中学生までの医療費を完全無料化しております。

また、未就学児・小学生・中学生及び16歳から18歳の医療費の年額をそれぞれ試算し、比較しますと、年齢が増すにつれ医療費が減少していることから、市による支援は義務教育までが適当であると考えております。

現在、子ども医療費の給付については、市町村により給付内容が異なっており、生まれ育った地域の財政事情等により給付内容に差が生じている状況であります。

給付内容の差の解消と、子ども医療費給付制度を維持、継続するには安定した財源の確保が必要であることから、全国一律で18歳までの医療費の無料化が実現するよう、引き続き国や県に対し強く働きかけてまいります。

○議長(桑田公憲議員) 齋藤律子議員。

○16番(齋藤律子議員) ほとんど、昨年9月議会と同じような答弁でした。学校給

食費を無料にするというのと、その財源のことを言いましたが、18歳までの医療費っていうのはあまり使ってない。医療費が少ないということで中学生までとするというふうに市長はおっしゃいました。

しかし、医療費があまりかからないのであれば制度としてそれをちゃんと確立していれば、いざ医療費を使わなきゃいけなくなったときには大変助かる。子育て支援には助かるものになると思っています。財源がかからないならば、前回の質問では約4,000万円、給食費は約1億2,000万円でしたか、そういうことで約1億2,000万円を、給食費を無料化するからということも、前は言われましたが、やはりその財源がかからないのであれば、拡充しておいたほうがやっぱり市民にはとても喜ばれる。いざ医療費を使わなければいけなかったときに本当に役に立つ。子育て支援になる。私はこうしています。

ですが、やっぱりこれから出てくるこういう経常的にいろんな政策をやる場合にですね、毎年それを確保しなければいけないので、前にも市長がおっしゃったときに、財政が硬直化するというか、経常収支比率が大変になるようなことを、ちょっと漏らしたことがあるんです。本当はそれじゃないかなと思ってらるんですね。

やっぱり子育てしやすいナンバーワンというなら、この拡充をして、そしてあときちんとした、無駄がないとか、その市民にかかることはだめですよ。だけでももう少しこう今までやっている施策とかを見直したりして、やっぱりこういう子育てしやすいナンバーワンにふさわしい制度、ちゃんとやっていくべきではないかと思うんですが。財政はあんまり医療費使ってないからこいいいんだと言うんですが、ちょっと残念ですね。

それで明石モデルですが、こないだからずっと言っているんですが、なかなかその担当のほうもですね、ちゃんとこうそういう明石市長、泉市長ですが、テレビにも出てる、本にも出てる、国会の参考人にも出て、もう熱弁を振るっているので分かってる人たくさんいるかと思いますが、もう少しこういう自治体に興味を持っていただきたいなど。というのは子どもの医療費は18歳まで無料、学校給食は中学生まで完全無料。そして第2子以降保育料、これも無料。似てるところがありますね、平川市と。それから遊び場、親子共々利用料無料。おむつも満1歳まで無料。こういうこともやって、この5つの無料化がやはりすごい実績になっていて、結果的にはその9年連続で税収が上がっている。それから地域経済も回り始めて、商店街は今プチバブルに入ってるんだと。最高益を出してるんだと。こういうことも報告されています。

そういうことでは、この子育て支援はみんながよくなるとう言ってるんですね。スーパーも増えた。駅前の地価も上がったとういうことで、どんどん人が集まってくる。よそから奪ってきているという、そういう批判もあるそうです。平川市もそういう一面があります。周りから平川市に人口が流出していると、こういうことにもなっていますが。やはりここはきちんとこの中途半端ではなくて、やっぱりもう少し財源見直して、やってほしいと思うんですが、財政のほうはどうでしょうか。財政はやはり4,000万円きついですかね、いかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員のほうから、明石市の泉市長の政策って言いますか、それらについていろいろとお聞きしましたが、もちろん私も泉市長の政策そのものは存

じ上げております。花火の事故等でいろいろ問題になったこともありましたけれど、まあそれはそれといたしまして。当市はその子育てしやすいナンバーワンを目指しているのは、これは私が掲げてきた政策であります。今までの子育て支援等を見てもほかの自治体以上に、重点的に取り組んできていることは、議員も御承知かと思えます。

例えば、子育て支援としては、地域包括支援センターの設立、それから子ども家庭総合支援拠点の設置、産前産後支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、ハイリスク妊産婦アクセス支援事業、不妊治療費助成事業、子育て短期入所生活支援事業、家庭相談員の配置、助産師の配置、子ども医療費助成事業、これは当市は中学校卒業までであります。自治体によっては高校生まで、所得制限を設けたりしながらやっているところも、一部の市ではあります。

そのほかには、幼児・小・中学校インフルエンザ予防接種助成事業、すくすく広場の実施、未就学児指導教室の設置、思春期保健事業、議員が申し上げました、第2子以降の保育料無料化事業、保育所副食費無償化事業、出産祝い金、子育てアプリ、保育体制強化事業、病児病後児保育事業、養育支援訪問事業、これらのほかもっとあるんですが、これらの事業を実施し子育てしやすい地域を作っていこうということで、実施してまいりました。

そのこともあるかと思いますが、後ほど石田隆芳議員の御質問にもあるんですが、平川市は子育ても含めて住みやすい地域だということで、他の市町村あるいは県外からも当市に移ってきている方々が多く見られております。自然減は、これはやむを得ないところがありますが、社会的な動態に関しましては、当市から出て行く人より入ってくる世帯の方々が多く見られるのは、新聞等でも御承知かと思えます。そういうこともありまして、今まで以上にこの子育て支援には力を入れているということを御理解いただきたいと思えます。

議員御指摘の高校生までの医療の無料化というところにつきましては、これは議論の分かれるところでありまして、財政的には4,000万円から6,000万円ほど毎年またかかっていきます。ですから議員がこの後御指摘されると思いますが、健全財政の運営の仕方、経常収支比率等を考えた場合、これは恒常的に経費が毎年出していかなければならない。

現在、当市は経常収支比率92.1%とかそれぐらいでありますので、できれば90%を切るところまで抑えたいという中で、今財政運営をしております。ですからそのことも御理解いただきながら、当市はほかの地域に比べて子育てしやすい地域であるという認識を持っていただければ幸いです。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） それでは3番目の質問に移ります。3番目は財政について質問をします。（1）は経常収支比率の公表についてお尋ねをします。

近年大型建設事業が続く平川市ですが、その中でも最大規模である本庁舎建設もこの10月に開庁を迎えることとなりました。最長25年にわたる借金返済の財政運営が、市民の暮らし、福祉にきちんとつながっていくことができるかどうか、議会でのチェック機能が大切であると言われております。

毎年10月頃発表される平川市財政運営計画ですが、財政の健全化判断比率4つの指標、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率については、公表さ

れ議会へも報告がされています。しかし、財政の健全性を見る指標でもある経常収支比率は公表されていません。経常収支比率は最も基本的な指標で、義務的性格の強い経常的経費に、地方税・地方交付税等の計上、一般財源がどの程度使われているかを見る指標で、経常収支比率が高いほど財政が硬直化している、いわば余裕がないこととなります。具体的には、経常収支比率が高ければ、公共施設やインフラ整備などの建設事業などへ回すための財源が確保できなくなる。このように参考書には書かれています。

経常収支比率は財政を見る複数の視点の大切さから、健全化判断比率と併せて今後公表すべきと考えてますが、市の見解をお尋ねします。市長、答弁をお願いいたします。

(2) は実質単年度収支の公表についてお尋ねをします。決算書では歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額から、翌年度へ繰越しすべき財源を差し引いた額である実質収支が示されておりますが、決算統計において算出している実質単年度収支という値も重要であります。併せて公表すべきと考えていますが、市の見解をお尋ねします。

また、令和3年度決算において、一般会計の実質収支は5億3,010万9,000円となっておりますが、決算統計では、実質単年度収支がマイナスの6億1,026万4,000円だということです。近年の傾向として、実質単年度収支、総務省の資料を見れば分かりますが、平川市はマイナスが続いていることから、財政の悪化を懸念していますが、市の見解をお尋ねします。市長、答弁をお願いいたします。

(3) は、合併特例債の発行可能額の残額の用途についてお尋ねをします。合併特例債の発行可能額について、残額は幾らか、これは発表になって私も分かっていますが、残額は幾らか、また今後の用途として何の事業への充当を予定しているのかお伺いしたいと思います。市長、答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員御質問の財政についてお答えをいたします。

議員御指摘の経常収支比率は、議員からもお話ありましたが、財政分析を行う上で、財政構造の弾力性を示す指標として用いられており、その比率が90%を超えますと、財政硬直化が懸念される警戒ラインとなることから、市としても重要な指標であると考えております。

当市における令和3年度決算の経常収支比率は92.1%で、直近5年間は90%を超えることが常態化しております。これは、経常的収入となる一般財源、特に市税や地方交付税に対し、人件費や扶助費、公債費などの経常的支出が増加していることが要因に挙げられます。

そのため、毎年度の財政運営計画においては、一般財源の負担の大きい施設管理費をはじめ、公共施設等総合管理計画や全ての事務事業について行政改革大綱と照らし合わせながら、当市の財政規模に見合った行政水準を見直すことが重要であると考えております。このほかの御質問については、財政部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長、答弁願います。

○財政部長（西谷 司） 私からは、まず経常収支比率の公表についてお答えいたします。

健全化判断比率4指標については、財政健全化法によって議会への報告・公表が義務づけられておりますが、議員御質問の経常収支比率については、この規定がございませ

ん。

しかし当市では、毎年度、財政状況資料集として、この経常収支比率も含めて財政状況の分析資料を作成し、決算年度の翌年度末に、市ホームページで公表しております。令和3年度分については、令和5年3月下旬に公表する予定としております。

次に、実質単年度収支についてお答えいたします。この数値の公表については、経常収支比率と同様に財政状況資料集として、市ホームページで公表しております。

この実質単年度収支は、単年度の収支決算において、財政調整基金の取崩しや積立てによる影響を加味し、実質的な黒字・赤字の状況を判断するためのものです。

当市では近年、年度末の補正で予算整理を行う際に、今後の大型建設事業の財源として、令和3年度においては約11億円を公共施設等整備基金へ積立てしております。これを加味すると、実質単年度収支ではマイナス約6億円ではありますが、全体では約5億円の黒字となっておりますので、当市の財政は健全であると考えております。

次に、合併特例債の発行可能額の残額の用途についてお答えいたします。合併特例債は、当市の発行可能額約149億3,000万円に対し、令和3年度までの発行済額が約98億6,000万円、残額は約50億7,000万円となっております。

今後の用途については、新市建設計画に基づき、(仮称)市役所第2庁舎や尾上分庁舎、平賀東中学校、金田小学校などの改築・改修に充当し、発行期限である令和7年度までに全額発行する見込みであります。

○議長(桑田公憲議員) 齋藤律子議員。

○16番(齋藤律子議員) まずその1番目の質問です。健全化だということですが、この4つの健全化判断比率は、それは法律に定められて、議会に公表することになっているが、経常収支比率はそうでない。それはそうなってます。しかし、時々私も議会で経常収支比率は幾らですか。ちょっと低いときは部長がちゃんと答えています。でも資料を持ち合わせていませんと答えていたときがあります。財政をつかさどる方ですね、この経常収支比率を知らないってことはないと思うんです。

それで総務省の資料、決算統計などを見ますと、平成の終わり頃からですね、もうこの実質単年度収支、これも全部、今決算議会ですが、ここではいつもプラス、その実質収支はプラスです。けども、総務省の資料を見ると、平成の終わり頃から、マイナス2億9,000万とか4億幾らとか、マイナスマイナスと出てくるので、今回はマイナス6億を超えるという実質単年度収支ですので、そのことは先ほども今年5億円の黒字となっているんだ、健全だと部長をおっしゃいましたが、やはりこの決算統計の資料ではですね、やっぱりちょっと厳しいものがあるのではないかなと、こういうふうに考えましたので、今回質問をさせていただきました。

やっぱり単年度収支は黒字でも、実質の単年度収支が赤字なら、それは貯蓄の取り崩しなどによって、その資金をやりくりしてしてるってことなんですね。ですから今いろいろなこの日本の経済状態、円安が続いて140円台でその経済学者によっては150円、170円になるんじゃないかなとこういう声もある中で、このまま続けば日本は一夜にしてハイパーインフレが起きてもでもおかしくない、こう言ってる外国の経済学者なども、つい最近のことですがおります。

そういう中でこのほんとに綱渡り的な財政が、市民の暮らしや福祉に影響を与えない

でやっていけるかどうか。これは私たちも十分に議会のチェック機能を果たす意味でも必要ではないかなと思います。今回その健全であるということですが、この健全化判断比率ですね、健全化判断比率、これは今、公債費比率が8.1%と令和3年度の決算ではなっているそうですが、これはまだまだ余裕があるわけで一応20%越えればちょっと赤信号だったんじゃないでしょうか。そういうことですが、やはりこの4指標にやっぱり数字が出てくればまずくて、出てこないのが当たり前というふうに私も考えています。ただ、この経済状況とそれから大型事業をいっぱい行って、合併特例債を満額発行という、今の答弁ではそうなりますが、その中でやっぱり将来に残すこの借金ですね、ここが崩れかけていくと大変なわけなので、そのことをやっぱり、税収を増やしたり、平川市の活性化、これをやっぱりちゃんと基本に捉えていかないと、このままではその経済の不況の波にですね、飲み込まれてしまったら終わりですので、そこら辺はこの財政規律を守る意味で、担当部長としてどういうことを考えていますか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） ただいま齋藤律子議員から申し述べていただきました経常収支比率のことで申し上げますと、先ほど市長もおっしゃったように、ここ最近90%を超えているというのが常態化しております。この原因としましては、やはり歳出と歳入それぞれに比率の原因がございまして、まず歳入については市税であったり、また普通交付税といった経常的な収入の動向に左右されるものでございます。そしてまた分子であります、その経常一般財源の中身としましては、特に義務的経費の中でも人件費や扶助費、先ほどもいろいろ議論いただいている扶助費ですね、それとか借金の公債費、これが一番大きな原因となっております。当然ながら、例年施設の維持管理費というものの中にもございますけれども、特に変動の多い借金の返済額がこれをいかに下げることが、今後の経常収支比率を改善できる一つのものだというふうに認識しております。

今現在、平川市では、令和7年度まで非常に大型事業が続いていくということは、財政運営計画の説明の中でも申し上げているとおりでございますが、これも我が市においては、長期にわたって借金をしているわけではございません。大きい事業であってもできる限り借金の償還期間を短くしたり、また本来借金しなければいけないものも借金せずに、例えば臨時財政対策債とか20年で借りてくださいよという国の指示もあったんですが、当市では5年で償還したり、借りなかったりというようなやりくりをしながら、将来的にそういった公債費に依存することなく、健全な財政を目指すということで、今回合併特例債も満額発行できるということで計画しているものでございます。

今後、そういった借金の償還減ってくれば、当然ながらいろんな行政サービスにも、いろんな形での恩恵が盛れるものとなるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） ぜひその考え方を、次につなげていっていただきたいと思っております。やはり今の議論からですね、財政の健全性を見るポイントとしては、その実質収支と実質単年度収支のこの黒字・赤字、それとその経常収支比率の高さ、やっぱりその内容も問われると思います。それから健全化判断比率の数値、今のところは出ておりま

せんが、そして、もう一つは財政調整基金の相対的な大きさですね。やっぱり平川市はいろいろ実質単年度収支の赤字が続いているわけで、経常収支比率も高くなってきた。そういうことからこの財政が住民の福祉にきちんとつながっているかそうでないか、その財政の使い方もきちんと今後もチェックして、私も頑張っていきたいと思っています。

以上で4分残すことにはなりますが、休憩時間に反映していただきたいと思います。以上で私の一般質問は終わります。

○議長（桑田公憲議員） 16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、4番、石田隆芳議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（石田隆芳議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員の一般質問を許可します。

○4番（石田隆芳議員） おはようございます。議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます、9席、4番、新生会、猿賀の石田隆芳でございます。

まずは、先般の豪雨により被害を受けた方々に、心からお見舞い申し上げます。そして、一向に収まる気配が見えないどころか、ますます拡大している新型コロナウイルス感染症の対応に追われている職員の方々に対しても、感謝の気持ちでいっぱいでありませぬ。

その中でうれしい話題として、全国中学校体育大会において、尾上中学校ソフトテニス部の水木・松田ペアが全国制覇という快挙を成し遂げました。また、バレーボール女子においても東北大会優勝、全国大会では50年ぶりの決勝トーナメント進出となりました。これは、今後の平川市の中学生にとって大きな刺激となり、これに続く選手の輩出も、これからも十分に期待できるのではないのでしょうか。それでは本題に入ります。

1 平川市における郷土芸能についてであります。（1）郷土芸能の保存・継承について、平川市の郷土芸能については、県が無形文化財として5団体、市が指定している無形文化財が10団体ありますが、各団体は地域に根差した伝統文化を後世に伝えるように、日々努力してるものと思います。地域の宝である郷土芸能、伝統文化などを伝承していくことは簡単なことではありません。最近の少子化による人口減少や県外就職等による人員不足や若手減により、すばらしい地域の郷土芸能の継承も年々難しくなっています。

話は古くなりますが、令和2年6月17日の陸奥新報において、五所川原市の金木小学校の児童たちが、新田地域の伝統として古くから伝わる伝統芸能である金木さなぶり荒馬踊を習得するため、熱心に取り組んでいることが紹介されていました。また、令和4年度の放課後、文化・スポーツ活動及び校内の活動として、金木三味線クラブを行い郷

土芸能に触れ合う機会を確保されているそうです。

県内はもとより全国各地で自分たちの地域で、長く親しまれてきた伝統芸能を守り継承するため、行政はじめ学校や関係団体が協力し、伝統芸能を守る活動をしていることがネットなどで数多く紹介されています。

そこで、平川市教育大綱に伝統芸能の保存継承の中で、保存継承団体を支援し、伝統芸能の保存と情報発信に努めるとありますが、市として後世に長く保存継承するために、どのような考えを持っているのかお知らせください。

(2) 郷土芸能の指導・育成について、平川市では、先人から引き継いだ貴重な郷土芸能の継承に寄与するため、令和元年からひらかわ郷土芸能発表会が開催されています。その中で、獅子踊り等とともに、平賀保育園の園児たちの創作太鼓の演奏がありました。ほかにも地域に根差すため、曲・踊りをアレンジしながら、子供獅子踊りを平成元年から年長さんを中心に長きにわたり指導している保育園もあります。

このように、小さな頃から伝統文化に親しんでいれば、子供たちも身近に感じながら自然に溶け込んで行けるのではないのでしょうか。郷土芸能を継承するためには、人材を育成しなければなりません。人材を育成するには指導者が欠かせません。しかし、指導者も高齢化に伴い、伝統文化を支えきれず、継承がますます難しくなっているのが現状です。

文部科学省では、獅子踊り等、無形文化財とは、昔から守り伝えられてきた伝統の「わざ」で、人々が長い歴史の中で守り伝えてきた貴重な文化財です。形のない「わざ」を次の世代に確実に引き継ぐためには、この「わざ」を持っている人を育てたり、「わざ」を広くみなさんに知ってもらう機会を作ることが重要である、としています。

少子化により児童生徒の減少が続き、近年のコロナウイルス感染症により人が集まる機会が少なくなる中、昔から守り伝えられてきた形のない「わざ」を次の世代に確実に引き継ぐためには、各学校で授業として取り組むことが必要に感じます。

そこで、学校教育の一環として、低学年のうちから学校の授業の一部に組入れ、地域で活躍している方々を講師に迎えて、伝統文化に触れ合う機会をつくり、早くから興味を持たせ、より一層の地域に根差した伝統文化の継承につなげるような取組ができないものか、教育委員会としての対応をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長、答弁願います。

○教育長（須々田孝聖） 郷土芸能の保存・継承についてお答えいたします。郷土芸能は、古来より脈々と地域に受け継がれてきたものであり、現在はそれぞれの保存団体により、保存・継承活動が行われています。

保存団体によっては、独自の大会や研修会を開催するなど、積極的な活動が行われてきているところですが、議員御指摘のとおり、少子高齢化や社会情勢の変化もあり、地域内での保存・継承活動は、困難となりつつあるものと認識しております。

このことから、教育委員会では、貴重な郷土芸能を次世代へ伝えるため、平川市無形文化財等保存継承事業補助金による、活動および用具の購入や修繕に対する支援のほか、技芸を伝えるための映像による記録保存、ひらかわ郷土芸能発表会の開催による発表の場の提供と、情報発信などに努めているところです。

郷土芸能は、一度継承が途切れると取り戻すことが容易ではないものであると同時に、

地域の文化を体現し、コミュニティーの担い手育成にも係る極めて大切なものであることから、将来に向けて継承されるよう、保存団体や文化財保護審議会の意見も伺いながら、引き続き支援に取り組んでまいります。

次に、郷土芸能の指導・育成についての御質問にお答えします。議員御指摘のとおり、郷土芸能の継承は、子供たちに我がふるさと平川市に対する愛情を育むことや誇りを持たせることにつながり、郷土芸能の指導と育成は、学校教育においても可能な限り大切にしたいものだと感じております。

実際、猿賀小学校では、猿賀神社の神事である御田植祭や苧穂祭に向けて、歌の練習を行い、祭りに参加しています。また、柏木小学校では、荒馬踊りを地域の方から学び、全校に披露しています。平賀東小学校では、平川市出身の佐藤ぶん太、さんから横笛を学び、コンサートを開いています。そのほか尾上中学校では、獅子踊りを学んでいる生徒が、地域の大人と一緒に文化祭で披露する場面もあったと聞いております。

ただ、こうした郷土芸能をどのような形で授業に取り入れるかは、各校に任せられていることであり、市として一律に取り組みせることは難しいものの、毎年実施している学校訪問で、平川市学校教育指導の方針と重点の1つとして、郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進について、その推進につながるよう管理職に指導・助言してきております。

また、平川市教育委員会が発行している小学校の社会科副読本にも、郷土芸能に関する内容を記載し、郷土への愛着と誇りの涵養に努めております。

今後こうした取組を中心に、平川市教育委員会では、郷土芸能の指導と育成がこれからも継続し、学校と諸団体や地域との連携が一層進んでいくよう、教育活動の推進を図りたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） まず1つ目の保存・継承についてでありますけれども、特に獅子踊りは約400年前から伝承されており、主に神社の祭事に演じられるほか、今年も中止になっておりますけれども、毎年旧暦の8月14日の、もうじき、大祭は明日からありますけれども、猿賀神社の大祭において、県下獅子踊り大会が行われて、津軽一円から参加した団体の迫力ある演技を見ることができます。県及び市で指定している15団体のうち、現在実際に活動している団体は何団体あるのかお教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） それでは私から、現在活動している団体数についてお答えいたします。現在活動している郷土芸能保存会は、獅子踊りが9団体ございます。八幡崎、古懸、広船、尾崎、新屋、町居、沖館、石郷、大光寺の9団体でございます。このほかとして柏木町荒馬踊り保存会1団体が活動しており、現在は計10団体となっております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今の答えでは、じゃあ久吉の駒踊りとかそういうものは、今、中止になっているのでしょうか。やってもいないんですか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） はい、今、議員御指摘のとおり、久吉の駒踊り保

存会につきましては活動を休止しているという状況となっております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 無形文化財等保存継承事業補助金と先ほど答弁ありましたけれども、44万8,000円計上しておりますけれども、その分配ってというのは、何団体にどのように分配しているのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 補助金の交付先につきましては、6団体となっております。平川市連合獅子踊保存会や平賀登山囃子保存会、また、柏木町荒馬保存会、あと八幡崎郷土芸能保存会、古懸獅子舞保存会、御関所太鼓保存会、この6団体となっております。合計44万8,000円となっております、この補助金額と町村合併時の補助金額を引き継いで、今現在も交付しているというような状況となっております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今、6団体と言いましたけれども、団体の中でも例えば獅子踊りだったら、6団体でしたっけ、また別個に分かれると思うんですけども、その団体の中で44万8,000円というのは、多いのか少ないのか分からないんですけども、その団体数が多いのであれば、44万8,000円というのはちょっと少ないと思うんですけど、そのところはどういうふうを考えておりますか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） これにつきまして、多い少ないかというふうな視点では捉えてなくて、一番多いものとしては、平川市連合獅子踊保存会として14万円がございます。あと3万2,000円から9万5,000円とちょっとばらつきがある状態でありまして、この額につきましては、具体的に何々を積算して幾らとかそういった基準で交付しているものでありませんので、多いか少ないかについてはちょっと考えておりませんでした。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 先ほど、用具とか、そういうようなかぶり物とか、衣装とか、そういうものも入ってると思いますけれども、例えば古くなったり、さっき修繕のこと言っていましたけれども、修繕したりとか、そういうお金がかかるというような、そういう要望とかは、各団体からは出てないものなんですか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 補助金を交付してるところにつきましては、そういった備品関係については活用していただいていると思うんですけども、その他の保存会につきましては、そういった要望等は来ておりません。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） なかなか団体を組めないというものもあると思うんですけども、つい先日の獅子踊りの記事が津軽新報に載ってましたけれども、副市長と議長が出席されていたと載ってましたけれども、その中で6団体のうち、町居とか沖館、石郷かな、大光寺さんでしたか、人員不足だということで、出れないという記事が載っておりますけれども、その存続になかなか窮していると思いますけれども。

ある団体では、学生とか女性を中心に活動してるところもあるようですけれども、そ

のような試みも必要になってくるのではないかと思います。例えばですね、人を団員に入れるために、郷土芸能に興味のある近隣の大学生とかそういうものを呼び込んで活動していく、というような考えもあるものかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） そういった若い人を取り入れるとか、そういった今後の取組につきましては各団体の意見とか、そういったものを参考にして今後いろいろ検討していきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） それぞれの団体で、皆さん苦勞して頑張っていて、この郷土芸能を長く存続させようとして努力しているので、これからもひとつ市のほうでも支援よろしくお願ひしたいと思います。

2つ目に入ります。郷土芸能の指導・育成についてですけれども、指導者も、なかなか先ほども言いましたけれども、高齢になってきてるということでもありますけれども、今現在、指導者と呼ばれてる人っていうのが分かれば教えてもらいたいし、指導者がいなくなってしまうと伝統文化というのはすぐ廃れてしまうし、後世に残していけないと。時間も待ってこれないということもありますので、指導者がどのくらいいるのか、いま一度ちょっと教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 指導者について、どのくらいいるかについては把握しておりません。

この伝統芸能を継承する中で一番重要なのは、今、保存会の方は、みんな高齢化が進んでおりますので、技術的・技能的なものというのはなかなか引き継いでいくことが、かなり困難なことであると思いますので、重要なこととしましては、映像による記録保存、目に見えて保存できるので、そういったことが重要かと思っております。実際、市では、平成28年から平成29年にこの映像の記録保存に取り組んでおりまして、保存会の映像は全て記録しております。

また、各団体それぞれ自分たちで作成したもの、また、県の事業等で出演したときの映像、そういったものを全て集めまして、あと実際専門の業者にデジタル化を依頼して、この目に見える形でも引き継がれていくような、そういったものも人が伝えられる部分というのは、なかなか高齢化で限られてくるので、そういったものの取組で保存とか、そういったものに努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今は昔と違って記録を残すとか、映像で残すというのは安易にできると思うんですけれども、そういうのもやっつけていけばいいのではないかと思います。

そして、我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業の中で、尾上中学校では、郷土の音に親しみ故郷を愛する心を育てる音楽教室、郷土の楽器、津軽三味線の演奏・鑑賞の中で、津軽三味線、津軽民謡を音楽の教科で行っていることになっておりますけれども、実際授業が行われたものなんでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（一戸昭彦）** 私は授業のその細かな中のそこまではちょっと把握しておりませんでしたので、ちょっとお答えはできません。

○**議長（桑田公憲議員）** 石田隆芳議員。

○**4番（石田隆芳議員）** それは、平成20年ぐらいのモデル事業ということであったので分からないかもしれませんが。あと先ほど教育長の答弁で、柏木小学校では荒馬踊りを披露したということになってますけれども、今でもそういうのを披露しているのか、そしてまた、尾上中学校で獅子踊りを文化祭で披露したというのはいつ頃の話なのか、分かれば教えてもらいたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○**議長（桑田公憲議員）** 教育長。

○**教育長（須々田孝聖）** 柏木小学校についてお答えいたします。昨年、一昨年はコロナで恐らくやられていない。それは学校で行われる学習発表会で、4年生限定で荒馬踊りを練習して、学習発表会で発表するというものになっております。

でですね、実は学校現場っていうのは、宗教に関する勉強は本来禁止となっております。神仏に関係したものです。となると獅子踊りとかは、神前にささげるものなので、かなり宗教に近い状態のものを、もし学校でやるとすると教えることになるので、本来であれば御法度となりますが、柏木町会の荒馬踊りなんですけど、これは恐らく学校でその昔校長先生が、神仏にささげるものと捉えないで、郷土芸能であると、これはいいもんだと、ぜひ伝えていくためにも、学校で練習やってもいいんじゃないか、学習発表会で発表してもいいんじゃないかと、恐らくそういういきさつが推察されます。

ただ矛盾もありまして、さっき言った宗教関係ですね、そういうのを大前提としながらも、柏木町会のものなので、たまたま柏木小学校が学区にあつて、柏木小学校でやっていけば非常に助かるということなんですけど、その中には吹上の子供もいるし、高畑の子供もいるし、いろんなところの子供がそういうのに触れ合うことになるんですけど、たまたま柏木町の荒馬踊りだけが柏木小学校内にはあつたので、その1つについては問題なく、ただ同じように認めて、平賀東小学校の場合、広船、尾崎、町居、それから新屋、沖館、それがうちでもぜひお願いしますと来たときに、もう断りきれなくなりました。そういう少し矛盾も生じることが懸念されています。柏木町だけでいいですか、猿賀小学校もですね。

尾上中学校、たしか八幡崎の中学生が習ったと、それは恐らく中学校の文化祭でやっているとは思いますが、ここ数年コロナの影響でどうか分かりませんが、続けてやっているかどうかは私もつかんではおりませんが、実際やったということは聞いております。

○**議長（桑田公憲議員）** 石田隆芳議員。

○**4番（石田隆芳議員）** 荒馬踊りとか、そういうものが宗教につながることを初めて聞きましたけれども。やはり県内にある小学校において、その伝統芸能の取組というのがあって、それはその教育長が小学校で取り入れてはどうかという提案があつて、そういう郷土芸能があつたというふうになっておりますけども、今、言われたように平川市ではなかなか厳しいものがあるというふうな形なんですけども、やはりそういうことにとらわれず伝統芸能を残していくためには、学校側と協議しながらやっていかなければならないものではないかと思ひます。

そして、先ほど御田植祭というのがありましたけれども、私たちが小学校の頃、猿賀

小学校では、今ちょっとやっているか分からないんですけども、御田植祭やる場合に小学校から神社まで、鼓笛隊って今でもしゃべるか分からないんですけども、鼓笛隊を編成して御田植祭のところまで行って、そこで歌を歌って、ちょっと私うろ覚えで、その御田植祭の歌は今も同じなのかちょっと分かりませんが、そういう五十何年前の出来事でも小さい頃にやっておけば、まず一生自分の気持ちの中にはあるということなので、そういうものを今は、鼓笛隊みたいなものっていうのはあるんですか。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 今は猿賀小学校は歩いて、5年生限定です。5年生が御田植祭と苜蓿祭に参加しております。御田植祭のときは5年生全員、そして苜蓿祭のときは早乙女5人だけの参加だと思っております。それも去年おとし、コロナで一旦中止なんだけど、今年からまたやれるとなると参加すると思います。歩いて行きますので、行列つくって歩いて行ってたと思うんですが、今はそういうことはしないで、歩いてとか市のバス使ったか、ちょっと分かりませんが、そういうところなので移動しております。

確かに数年前までは鼓笛隊といいますか、縦笛をちゃんと演奏して、それに合わせて歌う、子供たちは分かれてですね、それはやっておりますが、それも縮小して笛なくして、CDで曲流して歌う部分だけを学校のほうで練習してきて、実際にやっております。そういう状況です。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今、CDと答えてましたけども。やはり生で聴くのが見ている人も、感動すると思いますし、多分、今の交通の事情で、もうそういうのができないと思うんですけども、できるのであれば昔は猿賀小学校から猿賀神社まで歩いて行ったものなんですけれども、できるとすれば、私の希望としてですけども、鳥居のところから、そういう列を組んで鼓笛隊とかそういうの復活させてもらえればいいと思うんですけども、それはまたの課題にしてもらえればと思います。

そして、児童たちが地域に残る伝統とか文化、そういうものについて学習することで、日本人として大切にしてきた伝統や文化への理解を深めて、継承していくことができるような児童が育成できるのではないかと思いますので、そここのところをいま一度、教育委員会のほうで考えてもらえればというふうに思います。これでこここのところは終わります。

2つ目ですけども、街の住みこちランキングについてでありますけれども、(1)現状と今後の取組についてということで、先般、東奥日報において、県内移住者を対象に移住満足度を調査したいい部屋ネット街の住みこちランキング2022年青森県版が発表されました。その結果、平川市は昨年の6位から、今年はおいらせ町、弘前市に次いで第3位にランクされました。なかでも8項目のうち、静かさ治安、物価家賃、防犯防災の3部門において、1位を獲得しております。また、行政サービス、自然観光の部門においても第2位となっております。その他子育てのサポートが充実、近所付き合いのよさ、造園の町で緑豊かで災害がほとんどなくて、住みやすいとの評価を得ていますが、この現状に満足せず、平川市の得意分野である農業を軸に観光・行政サービスも充実させ、若い人を中心に、人口を増加、活性化し、より住みやすいまちにするための市としての今後の取組についてお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 石田隆芳議員御質問の街の住みこちランキングについてお答えをいたします。大東建託株式会社が令和元年から4年間にわたり実施した居住満足度調査である、街の住みこちランキング2022青森県版で、昨年度第6位から、おいらせ町、弘前市に次いで第3位にランクされたことは、非常に喜ばしいことだと感じております。平川市の目指す将来像「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」実現のため、これまで行ってきた取組が広く市民に評価されたものと考えております。

なかでも、議員からも御指摘もありましたが、静かさ治安、物価家賃、防犯防災の3項目で1位、親しみやすさ、自然観光、行政サービスの3項目では弘前市に次いで第2位となっております。特に治安、防災、観光、そして行政サービスで評価されたことは、長年の取組が市民に受け入れられたものと感じております。

しかし、交通利便性では第6位、生活利便性は第8位となっており、県内の中で上位とはいえ、この結果については真摯に受け止める必要があります。

今回のような市町村ランキングの結果に満足することなく、今後も引き続き、給食費と中学生までの医療費の無償化など子育て環境の充実、移住・定住の促進により、住みたい、産みたい、育てたいと感じる環境づくりに努めてまいります。

また、市民の意見などを取り入れて、農業をはじめとする産業や教育、健康増進など幅広い分野で行政サービスを向上させ、シティプロモーションの推進による知名度向上とイメージアップにより、自分が暮らしているまちへの愛着や誇りの醸成を図るなど、住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいと思っただけのまちづくりをより一層進めてまいります。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 実際、私も何人か若い世代の人に、なぜ平川市に越してきたんですかというのを何人かに聞いたことあるんですけども、やはり今、市長が言ったように、平川市はいろんな面で子育てに1番適しているというような返事が返ってきております。

今後、さらなる若者世代を獲得していくには、どのような施策をもっと強化していきたいというふうに市長は考えておりますか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 先ほども申し上げましたが、現在、上位のところは、それはそれで維持していかなければならないと思っておりますが、交通利便性、生活利便性、この辺は6位とか8位とかになっておりますので、こういうところも可能な限り、改善できるものは改善して努力していきたいと思っております。環境的には、どうしても弘前市という都市部を抱えている市でありますので、いわゆる住んでいただけるような地域づくりっていうのが一番大事かなというふうに思っております。

また、働く場の確保というのも大事かと思っておりますので、それらのものを含めながら、将来にわたって平川市が持続可能な市であり続けるために、努力を重ねてまいりたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今、市長が言われましたとおり、やはり生活の利便性とか交

通の利便性というのは、弘南バスも廃線になったと、そういうのも問題もあると思うんですけども、でもまあ一応行政のほうでいろいろ手を尽くしてやっているというので、いいことなのではないかというふうに思います。もう時間もちょっとないので、最後に若い人、それとあとお年寄りもいろいろいますけれども、そういう方たちがみんな平川市に住んでよかったというような市にしてもらいたいと思いますので、何とかよろしくをお願いします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 4番、石田隆芳議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10席、3番、中畑一二美議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（中畑一二美議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員の一般質問を許可します。

○3番（中畑一二美議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第10席、議席番号3番、公明党の中畑一二美でございます。

まずは8月3日からの大雨で被害に遭われました皆様に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、市長には1日も早い復旧と被災者に対する迅速な支援をしていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

この議場における最後の質問者となりまして、非常に感慨深いものがありますけども、しっかりと質問をしてまいりたいと思います。

それでは通告に従い、順次質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずは、1 防災・減災についてであります。青森県では、8月3日の未明から停滞した前線や低気圧の影響により、県内で初めて津軽地方で線状降水帯が確認されました。その後、8月9日には岩木川の氾濫の危険性が高まり、弘前市の一部ではありますが緊急安全確保が発令されるなど、過去に経験のないほど長期間にわたる激しい集中豪雨に見舞われました。この記録的な豪雨は、平川市内においても河川の氾濫や用水路等の溢水、土砂崩れを引き起こすなど甚大な被害をもたらし、場所によっては、道路冠水や宅地浸水などの市民生活に直接的な影響を与える水害を発生させました。

特に平賀駅前と柏木町地区は、平成25年9月に発生した台風18号による記録的な豪雨や、近年頻発している局地的な短時間豪雨、いわゆるゲリラ豪雨のたびに水害に見舞われ、今回の豪雨においても、市役所や健康センター付近が冠水するなど大きな被害となっており、地域住民からの水害対策を求める声がますます高まっております。

そこで、豪雨のたびに水害に見舞われているこの平賀駅前と柏木町地区について、少しでも水害を軽減するための対策として、降った雨や流れ込んでくる水を一時的に貯水する調整池の設置が必要ではないかと考えております。調整池はひらかわドリームアリーナにも駐車場兼用ではありますが、設置されておりますが、8月9日にはいっぱい

なつたと聞いております。大規模な開発行為が行われる場合には、開発区域内の雨水排水を設計段階で検討し、排水先となる下流部に大きな影響があると判断されたときに設置できるものと聞いております。

平賀駅前と柏木町地区もこれまでであった水田の宅地化が進み、一時的に雨水を貯水していた水田がほぼ残っておりません。このような状況で宅地化が進む地域にこそ、この調整池の設置が必要だと考えますが、市の見解をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 中畑一二美議員御質問の防災・減災について、調整池の設置についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の平賀駅前・柏木町地区は、大雨のたびに道路の冠水や宅地の浸水被害が発生しており、旧平賀町時代から水路等の部分改修を行っているものの解消には至っていない、抜本的な対策が必要な地区であります。

このため、市では、六羽川土地改良区と連携し、大雨時に即時に水門の操作を行い、水害の軽減を図る体制を整えながらも、平賀地区浸水対策事業として、平成27年度には浸水の原因調査とその対策を検討する基礎調査を行い、上流部・浸水部・下流部とそれぞれの区域で考えられる効果的な対策案をまとめたところです。

また、平成29年度には下流部対策の詳細設計を行い、平成30年度からは調整池の設置よりも効果が高い、既存側溝や流末河川の断面を拡大する工事を実施しております。

現在、下流部について対策工事を実施しているところではありますが、工事完了後も雨水排水の状況について注視を続け、調整池の設置も1つの案として視野に入れながら、浸水部、上流部の対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 六羽川土地改良区と連携をしていろいろな対策を行っているとのことでしたけども。六羽川土地改良区と連携をして水害の軽減を図る体制を整えていることでもありますけども、具体的にはどのようなことをして軽減を図っているのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 六羽川土地改良区との連携している内容でございます。平賀駅前柏木地区の雨水排水が集中する前田堰は、六羽川土地改良区が管理する水路となっております。水路の要所要所には、かんがい用水の取水や降雨時の排水を調整するための水門が設置されております。その操作は改良区が行うことになっておりますが、近年、頻発する局地的な短時間豪雨時の水門閉鎖を即時に行うには、改良区だけでは対応が困難な状況にあります。浸水被害の軽減には絶対的に必要な作業であることから、市の総務課・農林課・建設課、そして六羽川土地改良区、これで即時に適切な水門の調整を行うという体制を整えております。この操作については、警報級の大雨が予想される場合あるいは警報が出た場合、即、市の中で今申し上げた担当課が連絡取り合って対応しております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 聞き取り調査のときに平賀地区浸水対策事業というものをもう計画をしており、既に取り組んでいるということでもありますけれども、現在、進め

ている対策工事には、その調整池は含まれていないということで、そこでこの平賀地区浸水対策事業で、どのような対策を行う計画内容となっているのか。また、どの程度完成をしているのか進捗状況をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 平賀地区浸水対策事業の計画の内容と進捗状況についてお答えします。平賀駅前柏木町地区の水害対策として実施している平賀地区浸水対策事業の計画内容は、大きく分けて上流部・浸水部・下流部と3区域に分けて、対策を考えております。

まず上流部については、主要地方道大鱈浪岡線の東側から柏木町方向へ雨水を流入させないための対策。次に、浸水部については、雨水が集中する前田堰の水を直接排水するための対策。最後に、下流部については、前田堰自体の排水能力を向上させる対策で、現在、工事を実施しているところであります。

上流部・浸水部の対策については、議員御指摘の調整池の設置や排水路の新設などについて検討しておりますが、下流部対策工事の効果を検証した上で、より効果的な対策の検討を行うこととしております。

下流部の対策については、雨水が集中する前田堰自体の排水能力を向上させることが最優先であると考え、ほかの2区域より先行して工事を進めており、前田堰の下流となる既存側溝や流末の五郷川の断面を拡大する工事を進めているところであります。

この下流部対策工事は平成30年度から着手しており、今年度は、田本商店前交差点内の前田堰を貫通しているNTT埋設管の支障移転に関する協議を進め、令和5年度はその移設工事を行い、令和6年度以降に予定している県工事部分との接続工事をもって完了する予定となっております。

下流部対策の全体計画延長は810メートル、そのうち当市の施工区間は260メートルとなっており、事業費は2億3,400万円を見込んでおります。また、県施工区間550メートルについても、今年度から用地買収が始まっており、工事の早期完了について、県に対し要望活動を継続しているところであります。

次に、事業の進捗状況ですが、当市の施工区間260メートルのうち、令和3年度までに完成した区間が198メートルで、進捗率76.1%となっております。なお、県施工区間も含めた全体計画では、計画延長810メートルのうち、完成した区間が198メートルで、進捗率24.4%となっております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 今、下流部を優先してやられているということでもありますけれども、それが終わり次第、上流部と浸水部に入っていくということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

すぐにはできないことは承知しておりますけれども、これからまた台風が来る可能性もありますし、異常気象による大雨がまたいつ来るかも分かりません。これは待ったなしであります。これからは異常気象によりもっと短い間隔でこの災害が発生することが間違いなく予想されます。今回は平賀地域に限定しての質問といたしましたけれども、ほかの地域においても、そういった箇所があるのではないかと考えております。

いずれにしても市民が安心して生活できるように、計画を前倒ししてでも早期に対策

工事を進めていただきますよう要望いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、2 小学校教員の働き方改革についてお尋ねをいたします。（1）体育授業におけるサポート指導員派遣事業の支援についてであります。

平川市スポーツ協会では、試験的に、市内小学校の体育授業に体操の指導員を派遣して、マット運動や跳び箱、鉄棒で担任教諭の指導の補助をするサポート指導員事業を行っております。

この事業は令和2年度からスタートし、令和4年度も継続して活動している状況であります。実績といたしましては、市内9校のうち7校へ派遣されており、私も先日、猿賀小学校2年生の鉄棒の授業を見学してまいりました。

市内小学校の先生方の中には、年齢的にも体力的にもマット運動や鉄棒などを苦手としている先生方がいるとの声も聞こえてきております。また、平川市スポーツ協会が学校へ行ったアンケート調査では、今後もぜひ継続してほしいという回答が100%であったとの報告もされております。

そこで、現在は試験的なスポーツ協会独自の事業となっているこの事業でありますけれども、予算的に約200万円かかるということでございます。令和5年度から指導員派遣に係る人件費約200万円を予算化をし、市の事業として実施できないものかお伺いいたします。

続いて、（2）部活動及びクラブ活動の現状と今後の方向性についてお尋ねいたします。

学校における放課後や休日の部活動指導は、教員の負担になっているのではないかと考えております。当市における小学校の部活動の現状と、各学校が考えている今後の方向性についてお伺いいたします。併せてクラブ活動の状況についても学校が把握しているのか、また、それをどのように捉えているのかをお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 体育の授業におけるサポート指導員派遣事業についてお答えいたします。

小学校教員の働き方改革の一環としての、本事業予算化ということではありますが、教育委員会もこの教職員の働き方改革については、優先すべき課題として捉えております。

この問題につきましては、学校からの要望もさることながら、現在、教員の業務効率化を目的とした統合型校務支援システムの来年度導入を目標として取り組んでおり、これにより教職員の長時間労働解消について、一定の効果を期待しているところであります。

また、近年、特別なサポートを必要とする対象児童生徒が増加傾向であり、それに伴う特別支援学級増設のための校舎改修、特別支援教育支援員の増員など、限りある財源を有効に活用し、学校からの要望が高いものから児童生徒の教育環境を整えていくことが最優先であると考えております。

議員御質問の体育授業におけるサポート指導員の派遣事業につきましては、ボランティアとして、体育のマット、跳び箱、鉄棒などの器械運動と言われる種目に対して、専門的な技能を生かした指導、安全面を補助する人員の確保という視点で、有意義な取組であると感じております。

しかしながら、専門的な技の手本としては、GIGAスクール構想により導入したタブレット端末など、ICTの活用で補うことが可能であり、安全面での人員確保としては、現在各学校に配置しております学習支援員などの活用で、補っていけるものと考えているところです。

加えて、小学校の授業では国語や算数などでも個別の支援が必要であり、生活科、総合的な学習の時間、音楽、図工など単元によって、ほかにもサポートが必要な学習場面が数多く考えられ、それらを教員免許のある学習支援員などの配置で補っているというのが現状です。

したがって、体育の器械運動に特化したサポート指導員派遣事業の支援については、実施が難しいと考えております。

教育委員会としては、引き続き学校と協力しながら、また関係部署とも連携を取りながら働き方改革に取り組んでまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、部活動及びクラブ活動の現状と、今後の方向性についてお答えいたします。

これまでの伝統や地域、学校の実状に応じて、学校判断で設置の有無を決めている部活動は、教育課程外の業務であり、小学校で行うべき教育内容を示した小学校学習指導要領における位置づけもなく、議員御指摘のとおり、働き方改革の推進に向けた見直すべき取組の1つとして取り上げられているものです。

現在、平川市の小学校には卓球部と金管部がある学校が1校、吹奏楽部だけの学校が1校あり、競技経験、音楽経験のない教員も指導を担当し、複数名で指導に当たっています。

ほとんどの小学校は部活動を行っておらず、児童は地域のスポーツ少年団やクラブチーム等に所属して、放課後や休日に活動しております。ただし、その全てを把握することは行っておりません。

学校の現状としては、運動部、文化部ともに、教員に代わる指導者の確保が難しい現状にあり、ほとんどの学校の今後の方向性としては、部活動を学校として行うこと、新設することは難しいと捉えているようです。

そこで学校では依頼を受けて、平川市内のスポーツ少年団やクラブチームへの参加について保護者に案内などをしており、今後スポーツ少年団やクラブチームでの活動が増えていくことが予想されます。

結果的に、こうした動向は教員の働き方改革の推進につながっていくものであり、教育委員会としても助言しながら進めていきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 先ほどですね、スポーツのところICTで補完できるという話されていましたが、実技は補完できないでしょう。どうやって補完するんですか。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） タブレットを利用して画面を子供に見せながら、このようにしてやるんですよということではできると思います。また運動が得意な子、ちょっとおいでとして、上手だからみんなの前でやって見せてください。そういう方法では実技を伴ったところまではいきませんが、それで補完できる、そういう意味です。実際先

生方男女と関係なく、実際自分がやって、マット運動やって、ごろんと転がるだけでも、どこか体を痛めるとか、そういうけがが懸念されますので、ICTについてはそういう使い方ができますという意味でございます。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 私も直接猿賀小学校に行ったときに、やはり専門の方が教えてあげてるってことで、子供たちも非常に喜んで歓声上げながら、このすばらしい演技を見せながらですね、やっているところを見て、やっぱり素人が教えるよりは、やっぱりそういった専門の方が教えたほうが、当然子供たちもちゃんとしたものが学べるし、またそれを機会にですね、体操選手になるというのはちょっとあれですけども、やっぱり、もっともっとうまくなりたいというそういう向上心が生まれると思うんですよ。

そういう気持ちをこう醸成していくためには、そういった専門的な方の指導が必要ではないかなと考えておりますけれども、そのスポーツ以外にもいろいろやらなければならない、その働き方改革においてですね、そういうことがあろうかと思っておりますけれども。そうすると、このスポーツに関しては、優先順位ってどのくらいの優先順位に当たりますか、ざっくりでいいですけども。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 順番はつけにくいとお分かりになるかと思いますが。例えば体育の器械運動、やっていただくとお金を出してやっていただくことになりますね。すると、じゃあほかの教科はどうなんですか。私これ不得意なので、ぜひ講師を呼んで、そういうやり方勉強したいんですけど。私も私もとなってきます。ですのでこの体育の器械運動について、特化してやることは、そういう面ではかなり難しい。ですから順位も低いと言わざるを得ないです。

スポーツ協会で、こういうことができますけども、昨年も今年もやらせていただきました。今年からお金をいただきます。こういうプログラムがあります。何年生の鉄棒運動はこういうプログラムがあります。そういうふうにしてこう整列して、お金は幾らです。それ聞いた学校は、それお金取るんですか、じゃあいいですよ。タブレットICTで代用しますとか、そちらのほうを考えていくのではないかと。

それ切り抜けるためには、配分された学校予算でそういうのに使えるお金はありませんので、次に考えられるのはPTAの会費とか、そちらからPTAの総会を経て、こういうふうな事業やりたいんですがというふうにして、PTAの総会で了解得れば可能性はあるかなと。いずれにしても順位はかなり低いと言わざるを得ないです。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） そうすれば、例えば、来年度予算が出ないんであれば、もうやめるということであれば、それはそれで構わないということで認識でよろしいですか。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） スポーツ協会さんのほうでボランティアでやっていただくと、それから、準備とかですね、後片づけまでも恐らくやってくれていると思うんです。そういうのも含めてこれはいいもんだと、100%に当然なるとは思いますが。ですから、来年やめますってなったら、それは各学校の判断で。残念がるとは思いますが、ぜひやってく

ださいという声が上げますが、やめますって言ったら多分引くと思います。仕方ないなで引くのではないかと思います。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） これ以上話しても進まないと思いますけれども、ほとんどの先生方が今後も継続して負担を減らしてほしいと、事業化してほしいと声を上げていくのに、それに応えられないというのは、非常にどうなのかなど。現場の声が届いてないのか。聞いてないのか。聞こうとしないのか。ちょっとその辺疑問に思うんですけども、これはもう話しても予算化はしないと。今のところは。そういう話だと思います。

昨日、ネットニュースのほうで出ておりましたけども、公立学校の教員の残業時間が1か月当たり何と平均123時間と、過労死ラインとされる月80時間を大きく上回ったとする調査結果が出ておりました。これは、7年前にも同じような調査をしたということなんですけれども、その7年前の調査から大きな変化はなく、法改正や業務の見直しによる働き方改革の効果が現場の教員に行き届いていない。そういった実態が明らかになったと報道されておりました。

この123時間っていうのは、もちろん自宅での仕事時間、持って帰ってやった仕事時間ですね、それとあと休日の労働時間も含まれているそうでもありますので、123時間という数字になったと思いますけれども、それを除くと大体1日11時間21分だそうでもあります。それでも非常に多いわけですね。この文部科学省の2016年度調査では、公立小学校の約3割、そして中学校では約6割の教員が月80時間以上の残業してたということで、国が長時間労働を是正するために、2019年に教職員給与特別措置法を改正し、残業の上限を1か月当たり45時間と定めたそうでもあります。

しかしながら実態は、その調査するときに管理職から、実際より短い在校時間を報告するようにと、そういう要請も受けていたような話もあったそうでもあります。

そこで、この学校での働き方改革を進めるために必要なこと尋ねた、その調査の中でですね、働き方改革を進めるために必要なことを尋ねた項目があったそうでもあります。その約7割の先生方が登下校指導や集金業務の外部委託など、業務の役割分担の見直しを求めたそうでもあります。

そこで当市での小学校教員の平均の残業時間、併せてその中学校教員の平均の残業時間も分かりましたらお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） それでは、残業時間の現状についてお答えいたします。夏休み等もありますので、年間というよりも、ある特定の月でお答えさせていただきます。

まず小学校ですけど、令和2年6月の1か月につきましては、小学校教員平均66.5時間です。7月は65.9時間です。翌年の令和3年6月、こちらが65.2時間です。7月が66.3時間です。これでいくと小学校教員の令和2年、令和3年の6月、7月の平均の1か月の時間外が66時間となります。

続きまして中学校です。令和2年6月が77.5時間、7月が81.2時間、令和3年6月が85.8時間、7月が97.4時間です。これを平均すると中学校の教員の場合85.5時間となっております。

学校の現状としまして、月45時間を超えている教員に対しては、校長先生が個別に面談をしてると、残業の業務内容の聞き取りとか、健康状態の把握に努めているということでありました。

参考までに月45時間超えてる割合というのは、令和3年6月でいいますと、小学校教員では57%、中学校では84%を超えた数字になっております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 今、報告聞いてびっくりしました。中学校の先生方も過労死状態ですね。もし何かあれば労災認定せざるを得ない状況だと思います。早急な是正必要ですね。

それでは当市として、この残業時間削減するために何か対策を行っておりますか。行っていればその内容をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 大分前からやられてはいるんですが、学習支援員という市のお金で雇っているといいますか、そういう方、各校2名ほど配置しております。それから特別支援教育支援員、いわゆる昔の特殊学級ですね、そちらにも学級に1名あるいは2名、そういう配置をしております。それから英語を専門に教える外国語活動支援員、そういうのを配置しております。ですので、なぜ配置するかというと、やはり人が足りないんですね。平川市については配置については、素晴らしいと私は思っております。他の市町村もそうなんですが、しっかりと配置してくれているということで、先生方の負担減ってます。

123時間ですか、なぜ減らないかっていうと、文部科学省のほうで人員配置が遅々として進んでいないからだと思います。ですから人が多くいけば1人分の分量が少なくなるんですが、配置していないことがないんですが、1人2人は、その方たちは大体専科と言って、理科だけ教える、社会科だけを教える、そういう専科教員と言われます。そういう方は学級担任を持たないですね基本。つまり、ほかの先生の学級の仕事は何ら昔とは変わらないんですね。平川市では集金業務は事務の方が中心だけでも、今は振込といいますか、学級担任の手は通してません、お金は、袋も。そういう状況ですが、あらかじめ郵便局などの口座から引き落としにしていますので、そういう工夫もさせてもらってます。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） いろいろ手を尽くして、いろいろやられているのは重々承知しております。

民間会社でありますと、例えば週の何日かは早帰りしましょうと早帰りデーとか、毎週水曜日早帰りデーにしますとか、そういった形で残業の圧縮を図っているわけでありませうけれども。

やっぱり、もっともつとろんな無駄って言えば変ですけども、そういうものがあるんじゃないかと。どうしても現場の皆さんは見えてないと思うんですよ。それはやっぱり外部から見たときにですね、やっぱりここちょっと無駄なんじゃないかなとか、もうこれは教育委員会だけじゃなくて、ほかの業務にも言えることでありまして、やっぱり外から見て初めて、ここが間違っているとか無駄だとか、そういうのが見えると思いま

すので、できればですね、そういった外部の方の意見も。ただやるからと来ても、やっぱりそういうところは見えないもんですから、そういった覆面調査ではないですけども、そういったことも必要なかなあというふうに感じております。

ちょっと時間もあれですので、この問題に関してはこれからもですね、ちょっと来期、校務支援システムを導入するとかって話されていまして、入れて本当に残業時間が削減されればそれにこしたことはありませんけれども、入れても変わらないのであれば、何のために入れたのかって、予算が金額的に約2,000万円と聞いてますけども、そういったこともしっかりとこちらも監視していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは時間もありませんので、次に進めさせていただきます。

続いて3番のヤングケアラーについて質問をいたします。この問題につきましては、昨年の6月議会におきまして工藤貴弘議員が質問をして、市長答弁でも令和4年度から令和6年度の3年間で認知度の向上、そして集中取組期間として調査するとのことでありました。

本年8月8日に開催されました平川市のヤングケアラー研修会に、私も参加させていただきました。改めて真剣に取り組んでいかなければならない問題であると思ひ、再度質問をさせていただきました。

まずは、ヤングケアラーの定義を再確認したいと思ひます。家族にケアを要する人がいる場合に、本来は大人がそのケアを担うわけでありまして、そのケアの責任を引受け、家事や家族の世話・介護・感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子供のことと定義をされております。そして家族が必要としているケアを家族の中の大人の方ができないときに、子供がその代わりにケアを行うことで、初めて子供がヤングケアラーと言われるわけでありまして。

そこで(1)こども基本法についてでありますけども、このヤングケアラーという子供の権利などが阻害されている状況が存在している中で、全ての子供の権利などを守ることなどを目的に、本年の6月、こども家庭庁設置関連法と同時に、こども基本法が成立し、来年4月1日より施行されることになっております。このこども基本法について、市長はどのようにお考えなのかお知らせください。

そして(2)の市の取組についてでありますけども、このヤングケアラーの問題は、こども基本法の施行を待つことなく、喫緊に対応しなければならない課題であると思ひます。そこで、既に当市で実施したヤングケアラー問題への取組があればお知らせください。また、併せて今後の取組予定についてお知らせください。

○議長(桑田公憲議員) 市長。

○市長(長尾忠行) 御質問のこども基本法についてお答えをいたします。本年6月の通常国会において、こども家庭庁設置法及びこども基本法が成立し、令和5年4月1日に施行されます。

国では、少子化や児童虐待、子供の貧困、ヤングケアラーなどの子供に係る全ての問題について、省庁の縦割りを打破し、来年4月に設置されるこども家庭庁を司令塔として、子供を真ん中に据えた社会の実現を目指すこととしております。

議員御指摘のこども基本法の認識についてでございますが、これまで児童福祉法や母

子保健法など、子供に関わる様々な個別の法律はありますが、子供を権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律は存在していませんでした。

しかしながら、全国的に少子化が進み、子供の総数が減少している状況において、児童虐待通報は急増し、いじめや不登校の深刻化など、子供が生きづらい世の中になっている状況であると認識しております。

そのような状況において、子供をめぐる問題を抜本的に解決し、養育・教育・保健・医療・福祉などの子供の権利に係る施策を幅広く、そして整合性をもって実現するための国の基本方針と理念、子供の権利を包括的に保障するための基本法であると認識しております。

市の取組については、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは市の取組についてお答えします。

当市のこれまでのヤングケアラー対策への取組といたしましては、本年6月の広報紙にヤングケアラーをご存知ですかというテーマの記事を掲載したほか、先月8月8日には弘前大学から講師をお招きし、生涯学習センターにおいて、市民や関係者等を対象とした研修会を実施しております。

今後の取組としましては、こども基本法で掲げる基本理念であります、全てのこどもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的な扱いを受けることがないようにすること、また、健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、教育を受ける機会が等しく与えられることなどの実現に向けて、例えばですが、児童及び生徒の保護者に向けてリーフレットなどを配布して周知活動を続けるほか、テーマや対象者を絞っての研修会の実施に取り組んでまいりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） まだしっかりとその辺進んでいない状況だと思います。自治体でできることは限られておりますけれども、一番身近で分かるのが学校だと思います。子供の様子から家庭背景を知ったり、保育園や学童等の関係者であればお迎えに来るのが誰なのか、また休日に子供がどのように過ごしているのかなどを把握して、もし何かあった場合は福祉部門の関係機関につなぐなどの連携が必要だと思います。

そのほかにも介護福祉関係者や医療関係者が、在宅で要介護者や患者のケアを誰が行っているのか、また生活保護の担当者が家庭を訪問した際に、ケアをしているん方が誰なのかを把握することも必要であると思います。それでも日中に訪問しても子供は学校に行っていますので、子供さんに会うことはなかなかできないわけでありましてけれども、しかしながら、未来のある子供を置き去りにすることなく、家庭環境や経済状況に関係なく、平等に教育を受けさせることが行政の責任であると思いますので、しっかりと連携しながら進めていっていただきたいと思います。スピードアップをしていただくため再度質問させていただきました。

それでは最後の質問になります。4 デジタル化促進のための初心者向けスマホ教室の開催についてであります。（1）市内で定期的を開催することは可能かということで、現在、市役所で実施されておりますワクチン接種やPCR検査の予約はオンラインを利

用するものになっておりますけれども、高齢者を中心に、このスマートフォンを所有していてもうまく利用できない方がたくさんおります。私自身もいろいろな機能を使いこなせておりません。電話だけでなく写真やメール機能のほかSNSを見たり行政サービスを利用することができれば、生き方や暮らし方がより便利になると思います。そのため市民が基本的な機能を使いこなせるように、定期的にスマホ教室の開催をすることは可能か、お知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） スマートフォンの活用法を学ぶ講座は、公民館事業である、ひらかわの寺子屋で開催しております。今年度は、初心者を対象にキャッシュレス決済やメッセージアプリのLINEの使い方について、4回開催することとしています。

教育委員会といたしましては、市民がスマートフォンの利便性を享受し、より多様な豊かな人生を送ることができるよう、今後もスマートフォンのほかの機能についても学習できるよう定期的に講座を開催してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 今、ひらかわの寺子屋で実施しているということで私もチラシを頂きました。まさしく昨日とおととい6日・7日が平川市文化センター2階の中研修室で、時間が10時から11時半、それと9月13日、14日、来週ですね、これがまた同じく、こちらは碓ヶ関公民館ですね、各10名、10時から11時半ということとなっております。

携帯会社でもですね、全部が全部じゃないんですけども、そういう使い方の教室をやっているところもあるみたいですけども、なかなかそこに行きづらいというか、行けないというか、そういう方が非常に多いです。私自身もね、夜とかやってるんであれば参加したいなと思ってますけども、ただ定員が10名ということで、一度に教えられる人数も限られておりますので、そういったことで、やっぱりもっともっとその回数を増やすことができないかどうかですね。これをお伺いしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 中畑一二美議員からの今の再質問ということで、スマホ教室の回数増やすことができないかという御質問でありました。確かに情報格差の解消のために、スマホ教室の回数増やすことは十二分に重要であるということは認識しております。しかしながら、スマホ教室の開催には、各通信事業者からの専門の講師を招く必要があることから、教室の回数や費用を増やすことについて、各事業者と協議した上で、スマホ教室に特化した事業として、来年度開催できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 昨年2021年9月1日にデジタル庁が設立されました。2022年の10月2日、3日、来月の2日、3日、これデジタルの日だそうであります。そして10月、来月がデジタル月間だってことで、この社会全体でデジタルについて定期的に振り返り体験し、見直す機会として創設されたそうです。そして何のためにこのデジタル庁が設立されたかというと、デジタル改革のためであります。デジタル化が非常に遅れております、日本は。そしてこの行政のデジタル化をはじめ規制改革、また公務員のデ

デジタル人材の採用と育成、それからマイナンバーカードの普及、教育のデジタル化、GIGAスクールですね。そしてデジタル格差の解消に向けた活用支援ということで、社会全体のデジタル化が進められる中、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進め、現在、高齢者をはじめとした誰もがデジタルを活用できる社会を実現することが重要であるということでもあります。

国でこういった支援をしております、全国各地で高齢者向けのこういったスマホ教室、至るところで今現在進められております。令和3年6月からこの高齢者等の方々向けにスマートフォンの活用方法などについて学べる講習会、全国で今、開催されておりますけれども、ぜひともですね、先ほど総務部長のほうから来年度はもっと増やして実施していくという回答を頂きましたので、ぜひともそういう回数増やしてですね、もっともっとデジタル化進んだ平川市と言われるようにやっていただきたいなど。

それで10月からは新庁舎に移るわけでございますけれども、やはりその新しい庁舎になるわけでございますので、来る方もいろんなところから来られると思います。再度この新庁舎において、いろんな方を迎えるわけですので、平川市として恥ずかしくないそういう対応を求めて、私の一般質問終わります。ありがとうございました

○議長（桑田公憲議員） 3番、中畑一二美議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次にお諮りします。会期日程表のとおり、明日は議案熟考のため、12日は常任委員会開催のため、14日から16日は決算特別委員会開催のため、13日、20日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、次の本会議は、21日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後1時56分 散会

